

居宅介護支援契約書

_____様（以下「利用者」といいます。）と公立黒川病院（以下、「事業所」といいます。）は、事業所が行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条（この契約の目的）

- 1 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従い、利用者の意思に基づいて居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。
- 2 利用者は、居宅サービス計画の作成の支援を受ける際、サービス種類ごとに複数のサービス事業所の紹介および当該サービス事業所を位置付けた理由を求めることが可能です。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、_____年_____月_____日から利用者が現に受けている要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間満了日の7日前までに、利用者から解約の申し出がない場合は、この契約は更新認定の有効期間満了日まで同一の内容で更新されます。

第3条（居宅介護支援の担当者、身分証の携行）

- 1 事業所は、居宅介護支援の担当者（以下「担当者」といいます。）として介護支援専門員である職員を選出し、適切な居宅介護支援に努めます。
- 2 担当者は、常に身分証を携行し、利用者又はその家族から求められた場合には、いつでもこれを提示します。

第4条（居宅介護支援の内容）

事業所が行う居宅介護支援の具体的な内容は、重要事項説明書および本契約書別紙に記載のとおりです。

第5条（要介護認定等の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第6条（施設入所への支援）

事業所は利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、居宅サービス計画の実施状況に関する書類を整備し、その完結の日から5年間保存します。
- 2 事業所は、利用者の求めにより居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類の閲覧に応じます。

第8条（料金）

事業所が行う居宅介護支援の料金は、重要事項説明書および本契約書別紙に記載のとおりです。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業所に対しいつでも一週間以上の予告期間をもって通知することにより、この契約を解約することができます。また状態改善等に伴いサービス利用の必要がなくなった場合なども契約解除届の提出により、契約を解除することができます。
- 2 事業所は、自ら適切な居宅介護支援を行うことが困難となった場合は、一週間以上の予告期間をもってその理由を通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、他の居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を行います。
- 3 事業所は、利用者又はその家族の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、一週間以上の予告期間をもってその理由を記載した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 4 次のいずれかの事由が発生した場合には、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
*ただし介護老人保健施設等の在宅復帰を目的とする施設への1年未満の入所で、退所後居宅サービス再開の予定がある場合については状況により契約を継続する。
 - (2) 利用者の要介護認定区分が自立または要支援と認定された場合
 - (3) 利用者が医療機関に入院し長期の療養が見込まれる場合
 - (4) 利用者が死亡した場合

第10条（秘密保持）

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報サービスをサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

第11条（賠償責任）

事業所は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第12条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第13条（信義誠実の原則）

- 1 利用者と事業所は、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。
- 2 本契約の定めがない事項については、介護保険法令その他諸法の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

本契約が成立したことを証するために本契約書2通を作成し、利用者及び事業者は記名押印の上、各自その1通を保有することとします。

契約締結日 【 年 月 日 】

利 用 者	私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認いたしました。 私は、この契約書で確認する居宅介護支援の利用を申込みます。			
	住 所	〒981-		
	氏 名	印		
	電話番号	- -	F A X	- -

家 族 又 は 代 筆 者	私は、本人に代わり、上記署名を行いました。 私は、本人に契約意思を確認しました。			
	本人との 関 係		署名代行 の理由	1. 書字の困難 2. その他 ()
	住 所			
	氏 名	印		
	電話番号	- -	F A X	- -
	緊急時の 連絡先		電話番号	- -

事 業 者	当事業所は、居宅介護支援事業者として利用者の申込を受諾し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。			
	所 在 地	〒981-3682 宮城県黒川郡大和町吉岡字西桧木60番地		
	名 称	公立黒川病院 (指定番号：0412710360) (指定都道府県：宮城県)		
	管理者名	石川 篤	印	
	電話番号	022-345-3103	F A X	022-345-3120